

医科点数表第2章第10部手術の通則の5（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）及び6に掲げる手術件数

区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	111件
イ	黄斑下手術等	132件
ウ	鼓室形成手術等	113件
エ	肺悪性腫瘍手術等	190件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	419件

区分2に分類される手術		
ア	靱帯断裂形成手術等	55件
イ	水頭症手術等	96件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	52件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	99件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	31件

区分3に分類される手術		
ア	上顎骨形成術等	10件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	30件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	10件
エ	母指化手術等	3件
オ	内反足手術等	3件
カ	食道切除再建術等	11件
キ	同種死体腎移植術等	42件

区分4に分類される手術の件数	1011件
----------------	-------

その他の区分に分類される手術		
人工関節置換術		328件
乳児外科施設基準対象手術		14件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		90件
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術		302件
経皮的冠動脈形成術		334件
急性心筋梗塞に対するもの		46件
不安定狭心症に対するもの		35件
その他のもの		253件
経皮的冠動脈粥腫切除術		5件
経皮的冠動脈ステント留置術術		270件
急性心筋梗塞に対するもの		57件
不安定狭心症に対するもの		27件
その他のもの		186件

令和5年1月～令和5年12月